

『介護ショップ 和楽』運営規程

(介護予防) 指定福祉用具貸与及び(介護予防) 販売

(事業の目的)

第1条 株式会社トレーク（以下「事業者」という）が開設する「和楽」（以下「事業所」という）が行う（介護予防）指定福祉用具貸与及び（介護予防）販売事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は、福祉用具専門相談員指定講習修了者をいう。以下同じ）が、要介護状態にある高齢者並びに障がい者に対し、適正な（介護予防）指定福祉用具貸与及び（介護予防）販売を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の福祉用具専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称：介護ショップ 和楽
- ② 所在地：福島県南会津郡南会津町田島字西町甲 4370（㈱トレーク・内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 福祉用具専門相談員 2名以上（常勤）
福祉用具専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び12月29日から翌年1月3日まで、及び事業者が別途定める休日を除く。
- ② 営業時間 午前8時00分から、午後5時30分までとする。

（（介護予防）福祉用具貸与及び（介護予防）販売の提供方法、取扱種目及び利用料等）

- 第6条 （介護予防）指定福祉用具貸与及び（介護予防）販売の提供方法及び取扱種目は次のとおりとし、（介護予防）指定福祉用具貸与並びに（介護予防）販売した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該（介護予防）指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、別紙料金表の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 福祉用具専門相談員は（介護予防）福祉用具貸与及び（介護予防）販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態、利用者の希望、そのおかれている環境を踏まえ選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。
 - 3 （介護予防）福祉用具貸与及び（介護予防）販売の提供に当たっては、貸与及び販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状態に応じて福祉用具の調整、修理等を行う。
 - 4 （介護予防）福祉用具貸与の取扱種目は、厚生労働大臣が定める次の種目とする。
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（吊り具の部分を除く）、自動排泄処理装置
 - 5 （介護予防）福祉用具販売の取扱種目は、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分
 - 6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う（介護予防）福祉用具貸与及び（介護予防）販売に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。
 - ① 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル当たり 20 円
 - ② 特別な搬入による場合 実 費
 - 7 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第7条 通常の事業の実施地域は、福島県南会津郡内とする。

（福祉用具の消毒方法等）

- 第8条 （介護予防）福祉用具の貸与に当たっては、回収した福祉用具をその種類、材質にあわせて別添標準作業書に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区分して保管を行う。なお、福祉用具の保管、消毒については、株式会社パラマウントケアサービス・プライムケアイースト株式会社に委託して行う。

（衛生管理等）

- 第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与等の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする

（苦情処理）

第11条 管理者は、提供した（介護予防）指定福祉用具貸与及び（介護予防）販売に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第13条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ③虐待防止のための指針を整備する。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第15条 事業者は、指定福祉用具貸与等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修： 採用後3か月以内

② 継続研修： 年2回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定福祉用具貸与等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社トレークと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2021年10月1日から、施行する。

この規程は、2024年3月1日から、施行する。

（福祉用具の消毒方法等・衛生管理等・緊急時等における対応方法・身体拘束等の原則禁止・業務継続計画の策定等）

なお、運営規程に変更がある場合に、変更履歴を残す。